

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月から昭和○年○月までの約○年○か月、A所在のB会社（以下「会社」という。）C工場において、取付工として溶接作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日、入院先のD病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「肺がん」（以下「本件疾病」という。）と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を監督署長に請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服としてその取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

被災者の本件疾病の発症及び死亡が業務上の事由によるものと認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者が死亡したのは長年にわたりアスベストにばく露した結果、肺がんを発症したことが原因であると主張している。

(2) ところで、石綿による疾病の認定基準については、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）が策定されており、当審査会としても認定基準を妥当と考えるので、以下、認定基準に照らして検討する。

(3) 石綿確定診断委員会は、胸部CT画像を読影した結果、本件疾病を原発性肺がんと判定しており、当審査会としても、被災者の症状の経過等を踏まえ、当該判定は妥当であるものと認め、本件疾病は原発性肺がんであると判断する。

(4) 被災者の石綿ばく露歴については、決定書理由に説示するとおり10年間以上に及ぶと認められるが、同理由に説示するとおり、石綿肺の所見及び胸膜プラーク並びにびまん性胸膜肥厚の併発は認められないなど、本件疾病については認定基準の要件を満たしていないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

(5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。